

2020年2月26日

各 位

会社名 株式会社スノーピーク  
代表者名 代表取締役社長 CEO 山井 太  
(コード番号：7816 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 青柳 克紀  
人事管理本部長 CHO  
(TEL. 03-6805-7738)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の当社第56回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役会長職を新設し、株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に新設する取締役会長を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年3月27日（金）
定款変更の効力発生日	2020年3月27日（金）

以上

【別紙】定款変更の内容

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条（条文省略）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>第16条～第22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第24条 （条文省略）</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役副社長、専務取</p>	<p>第1条～第14条（現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会において、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が議長となる。ただし、<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>第16条～第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第24条 （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から<u>取締役会長、取締役</u></p>

<p>締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第 25 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第 25 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
--	---